

# 『菅家文草』卷三注釈稿(一)

佐藤 信 一

ここで「菅家文草」の卷三の注釈を始めることにする。稿者はささやかな試みとして、卷一に対する注釈を開始した(一)のだったが、道は遠い。ここで卷三に対する自分なりの読みをメモしておきたい。底本、校異の凡例などは前稿に則る。

ところで京都府立総合資料館所蔵の「菅家文草」を調査する機会を得た。ここに紹介しておこう。

刊本。平成三年二月十四日小林市太郎氏の寄贈になる本。全六冊。紙は楮紙。縦二五・五種、横一七・九種、茶色の横縞模様の表紙に「改菅家文草」のように別紙を添付する。全ての冊子に「嘉永<sup>子</sup>寄附子<sup>北</sup>一行坊拾山伴氏」との朱印がある。第六冊裏表紙に「寛文七歳次丁／寺町通本能寺前／錢屋惣四郎」との奥付けがある。第一冊、卷一・二、六八丁。第二冊、卷三・四、四六丁。第三冊、卷五・六、四二丁。第四冊、卷七・八、四五丁、第五冊、卷九・十、四四丁。第六冊、卷十一・十二、五四丁、他の刊本と共通する跋が、五丁。

今回また新たに京都府立総合資料館所蔵の「菅家文草」を校異に加えることが出来た。また略号を確認しておく。

【略号】

- 〈内A〉…内閣文庫A本(底本)
  - 〈内B〉…内閣文庫B本
  - 〈尊A〉…尊経閣文庫A本
  - 〈尊B〉…尊経閣文庫B本
  - 〈尊C〉…尊経閣文庫C本
  - 〈尊D〉…尊経閣文庫D本
  - 〈東A〉…東大所蔵A本
  - 〈東B〉…東大所蔵B本
  - 〈京A〉…京大所蔵A本
  - 〈京B〉…京大所蔵B本
  - 〈別雷〉…賀茂別雷神神社蔵本
  - 〈陽明〉…陽明文庫蔵本
  - 〈多A〉…多和文庫A本
  - 〈多B〉…多和文庫B本
  - 〈蓬左〉…蓬左文庫蔵本
  - 〈道A〉…道明寺天満宮蔵A本
  - 〈京資〉…京都府立総合資料館蔵本
- (一)「菅家文草」注釈稿(一)(二) (白百合女子大学研究紀要)

二九号、平成五・一二刊)「菅家文章」注釈稿(二)」「(国文白百合)二五号、平成六・三刊)「菅家文章」注釈稿(三)」「(白百合女子大学研究紀要)三〇号、平成六・一二刊)

【本文】

菅家文章第三 詩三(上欄外に朱筆ニテ「仁和二丙午ノ年冊二」ト注記ス)

183早春内宴、聽宮妓奏柳花怨曲、應製。(自\*此以後、讚州刺史之作。向後五首、未出京城之作。)

宮妓誰非舊李家

就中脂粉惣恩華

應緣\*奏曲吹羌竹

豈取含情怨柳花

舞破雖同飄綠朵

歡酣不覺落銀釵

餘音縱在微臣聽

最歎孤行海上沙

\*此：底本一字欠。〈内B〉等によつて補つた。校異を参照のこと。

\*奏：底本「奉」(左傍ニ「奏イ」ト注記ス)とあるが改めた。

校異を参照されたい。

【校異】

詩三：行ヲ改メ「詩」トノミ記ス〈蓬左〉「仁和二丙午ノ年冊二」：墨筆ニテ、「未出京城之作」ニ続ク。「年四十二」ニ作ル

〈尊C〉〈東A〉〈東B〉〈京A〉〈京B〉〈多A〉〈多B〉〈別雷〉

〈陽明〉〈道A〉〈蓬左〉〈京資〉早：早〔異体字註記有り〕〈尊

B〉宮：宮〔右傍ニ「官イ」ト注記ス〕〈別雷、官〈陽明〉奏

：奏〔異体字註記有り〕〈別雷 應製：應 製〈内B〉〈尊A〉

〈尊B〉自以後：自此以後〈内B〉〈東A〉〈東B〉〈京B〉〈多

B〉〈京資〉刺：判〈尊C〉〈尊D〉〈蓬左、判〔右傍ニ「刺

イ」ト注記ス〕〈京A〉〈陽明〉非：欠〔右傍ヨリ一字補入ス〕

〈多A〉〈別雷〉脂：胎〈蓬左〉恩：思〈多A〉〈道A〉、思

〔右傍ニ「恩イ」ト注記ス〕〈別雷〉奉：奏〈内B〉〈尊A〉

〈尊B〉〈尊C〉〈東A〉〈京A〉〈京B〉〈東B〉〈多A〉〈多B〉

〈蓬左〉〈道A〉〈京資〉釵：釵〈尊A〉〈尊B〉〈尊C〉〈尊D〉

〈多A〉〈道A〉、釵〔右傍ニ「釵」ト注記ス〕〈別雷 微：微

〈尊A〉〈尊B〉〈尊C〉、一時次空き〈尊D〉

【訓読】

菅家文章第三 詩三)

183早春の内宴にして、宮妓の柳花怨の曲を奏するを聴く、製に

応ず。(此より以後、讚州刺史の作。向後の五首は、未だ

京城を出ざるの作。)

宮妓は誰か舊の李家に非ざる

なかんづく脂粉は忽て恩華なるものを

應に奏曲に縁りて羌竹を吹かんとす

豈に含情を取りて柳花を怨まんや

舞は破にして緑朵を飄すに同じと雖も

歡は酣にして銀釵を落とせしことも覺えず

餘音は縦ひ微臣の聽に在りといへども

最も歎くらくは孤り海上の沙を行かんことを

【注釈】

◇内宴：内裏で行なわれた宮中の私的な宴。嵯峨朝に起源を持つ。仁寿殿で正月二十一、二十二、二十三日の間になされた。

「河海抄」に拠れば、「内宴記曰、弘仁四年始有内宴、唐太宗之舊風也、正月二三日間有子日者、件日行之、藏人式・清涼記等、廿日注曰、二十一二三日之間有子日、件日行之」とある。この弘仁四年は「日本後紀」同年条に「正月丙子（二十二日）、曲宴後殿、命文人賦、賜俸有差」と記録され、また、「年中行事秘抄」正月「廿一日、内宴事」に「国史云、弘仁三年二月幸神泉苑、覧花樹、令文人賦詩、花宴之節始此矣、廿一二三之間、有子日、件日行之、長元以後、久不被行、若有内宴年、三月有殿上賭弓、麴塵之袍歟」とある。また「小野宮年中行事」でも、「正月廿日 内宴事（廿一二三日間、若有子日、使用其日）」として「所司裝束仁壽殿。遣使於新王第。令示仰明日可參之狀。先例。親王一人預之。但堪屬文親王有召加。例不過一人而已。又藏人頭奉仰。差内豎令仰廻可參文人等。儒士竝文章博士案傑出者一兩。但内記依例預之。仁和四年正月己未御記云。太政大臣。送朕書云内宴陪膳古跡。以采女為奉仕之。而先帝令更衣陪膳。令問古老。采女等自奏之。若無更衣。復舊用采女」とあり、「儒士竝文章博士」が選ばれ、「采女」がこの行事に奉仕したことがここからもわかる。

◇柳花怨：舞曲の名。「教訓抄」巻六に「柳花蘭 柳花苑云（拍子廿四可吹七反。）本者柳花怨云（而天曆内宴又曰。有儀定被改怨字。苑字定置云々。）昔ハ此曲ニ舞アリケレトモ。絶テ久クナリテ侍トモ。舞ノ在リケル時ノ様ハ。知ハキ事ニテ侍ハ。シルシ侍也。桓武天皇御時。遣唐使（儒生久禮眞茂。）所

傳渡也。其時者。一二三帖（遅吹。）各无間拍子。三切舞終テ後者ヲ取。（笙笛許。）次ニ詠。次四帖ヲ急ニ吹ク。拍子同。次欲吹五帖之時。暫有其間。次五帖（遅吹。）次音取。次詠（如前。）次六帖ヲ急ニ吹ク。（則加拍子。）本是者（大食調曲也。）而承和御時。改被雙調（早物也。）彈物ニハ無樂拍子。忠拍子許也。惟季之說ニハトモニ侍也。（時元之說ニハ樂拍子延八拍子吹之。）とある。道真の時代には、承和（仁明）朝に改められたものであつたらう。

◇刺史：国司の唐名。「職源抄」に、「諸国、唐名、守、刺史」とある。

◇京城：皇居、そこから転じて都の意。白居易「白氏文集」巻一二「琵琶行竝序」に「自言本是京城女、家在蝦蟇陵下住」とある。

◇宮妓：宮中の歌舞を職掌とする女官。王勃「銅雀妓」の初・

二句に「妾本深宮妓、曾城閉九重」とある。

◇誰非：「誰かくでないだろうか？」と言つた内容を表すもの。「三体詩」巻三にも収める唐李端の「送鄭有入蜀」に「在世誰非客、還家郎是郷」とある用例が検索された。

◇李家：唐の天子の家のこと。また唐の朝廷。唐の姓は李だから。用例として白居易「白氏文集」巻一一「晚歸有感」から「朝弔李家孤、暮問崔家疾、及び元稹「琵琶歌 寄管兒。兼誨鐵山。此後並新題樂府」一一・一二句「段師弟子數十人、李家管兒稱上足」と同じく一七・一八句「李家兄弟皆愛酒、我足酒徒爲密友」を挙げておく。

◇就中：中でも。「白氏文集」巻一二「琵琶行竝序」末尾に

「就中淚下誰最多、江州司馬青衫濕」とある。

◇脂粉…べにおしろい。陶潛「閑情賦」に「悲脂粉之尚鮮、或取毀於華粧」とある。

◇惣…「すべて」或いは「みな」と言った意味。惣に同じ。

◇廣益助語辭集例」中に「與總同、又惣與總同、惣將領也、又合也、皆也。吳都賦、惣有流而爲長（合也）」と指摘する。

◇恩華…恩と言った情愛に關することを花で比喻した表現。劉禹錫「和李相公以平泉新墅獲方外之名因爲詩以報洛中士君子兼見寄之什」に「恩華辭北第、瀟灑愛東山」とある。

◇羌竹…羌笛を言うか。羌族の吹く笛。「風俗通」「聲音・笛」に「馬融笛賦曰、近世雙笛從羌、羌人伐竹木」とある。

◇合情…風情のあること。李商隱「臨發崇讓宅紫薇」に「桃綬含情依露井、柳綿相憶隔章臺」とある。

◇破…樂曲の急なもの。「唐書」「五行志」二に「天寶後、樂曲多以邊地爲名、有伊州・甘州・涼州等、至其曲遍繁聲、皆謂之入破」とある。また類似が注意されるものとして、杜牧「過華清宮絕句三首（二）」の「霓裳一曲千峯上、舞破中原始下來」がある。元稹の「箏」の「急揮舞破催飛燕、慢逐歌詞弄小娘」もあるが「歌詞」との対で出たもの。

◇綠采…未詳。文脈から言う、「（花のついた）緑の枝」と言うことか。

◇酣…「たけなわ」と読み、ここでは酒宴の真最中であることを表す。「白氏文集」卷六三「隱几贈客」に「客到忽已酣、脱中坐搔首」とある。

◇餘音…第一義は後まで残り聞こえている音。王褒の「洞簫賦」に「條暢洞達中節操兮、終詩卒曲尚餘音兮」とある。これも解釈は可能だが、ここでは第二義の前代から伝わった歌曲で解釈しておく。用例は潘岳の「寡婦賦」に「覽寒泉之遺歎兮、詠蓼我之餘音」とあるのがそれ。

◇縦…「たとひ」と読み、「たとえ」であつても」と言った内容を表す。「白氏文集」卷七一「每見呂南一郎中新文、輒竊有所歎惜。因成長句、以詠所懷」に「雙金百鍊少人知、縦我知君徒爾爲」を用例として挙げておく。

◇孤行海上沙…道真の孤独を象る表現。発想を同じくすると思われるものに「菅家文章」卷一「奉和兵部侍郎哭舍弟大夫之作」の「君悲逝水孤浮浪、我泣分陰共鏤氷」という叙述が見られる。

【口語訳】  
菅家文章第三 詩三  
184早春の内宴でもつて、宮妓が柳花怨の曲を奏したのを聴いた、製に応じた。（以後より、讚州刺史の作。これからの五首は、まだ京都を出ていない時の作である。）  
宮中の妓はいったい誰か昔の李家の芸子のように優れた踊り手でないだろうか  
とりわけ白粉はみな恩によつて与えられた華であるのに  
今頃はきつと奏でられる曲に乗せて羌竹を吹いているだろう  
どうして風情があるからといって柳の花を怨もうか  
舞は序破急の破で緑の枝を飄すぐらい激しいと言つても  
感興は絶好調で銀の釵を落としたことにも気付かない  
その楽の音の餘響はこんなつまらない者である私の耳にこだま



立不行。須臾吟曰、明朝風景屬何人。一吟之後、命予高詠。蒙命欲詠、心神迷亂、纔發一聲、淚流嗚咽。寔罷歸家、通夜不睡。默然而止如病胸塞。尚書左丞在傍詳聞。故寄一篇以慰情。

自聞相國一開唇  
何似風光有主人  
忠信從來將竭力  
文章不道獨當仁  
含誠欲報承恩久  
發詠無堪落淚頻  
若出皇城思此事  
定啼南海浪花春

【校異】

恩：思〔右傍ニ「恩イ」ト注記ス〕〈別雷〉相國：相國〔右傍ニ「昭宣公」ト注記ス〕〈東A〉〈東B〉〈京B〉〈京資〉不辭盃：不可辭盃〈東A〉〈東B〉〈京B〉〈京資〉、不不辭盃〔尊C〕〈尊D〕曰：曰〔内B〕〈尊A〉〈尊B〉〈尊D〕〈京A〉〈蓬左〉聲：考〔尊A〕通：道〔尊A〕〔蓬左〕塞：寒〔尊A〕左丞：二字欠〔尊A〕〔尊B〕、左丞〔左傍ニ「佐世」ト注記ス〕〈東A〉〈東B〉〈京B〉〈京資〉涙：渡〔京A〕咽：咽〔異体字注記有り〕〈別雷〉通：道〔尊B〕〈尊D〕默：點〔右傍ニ「默イ」ト注記ス〕〈別雷〉胸：胸〔異体字注記有り〕〈別雷〉塞：寒〔尊B〕〔尊D〕左：在〔右傍ニ「左イ」ト注記ス〕〈別雷〉丞：丞〔異体字注記有り〕〈別雷〉情：性〔道A〕〔陽明〕開：開〔重ネ書キニテ「聞」ヲ改ム〕〔尊C〕竭：竭〔右傍ニ「竭

イ」ト注記ス〕〈別雷〉、端〔蓬左〕久：一字欠空き〔蓬左〕恩：思〔別雷〕〔多A〕涙：涙〔異体字注記有り〕〈別雷〉、渡〔陽明〕

【訓説】

184予外吏と爲り、幸ひに内宴裝束之間に侍りて、公宴に預るを得たるは、舊例有りと雖も又殊恩なり。王公は次に依り、酒を詩臣に行ふ。相國は次に當るを以て、又盃を辭さず。予が前にして佇立して行かず。須臾にして吟じて曰く、「明朝の風景何人にか屬さんや。」と。一吟の後、予に命じて高く詠せしむ。命を蒙りて詠せんと欲すれども、心神迷亂して、纔に一聲を發するのみ、涙流れて嗚咽す。寔罷みて家に歸るに、通夜睡られず。默然として止だ病みたるが如くに胸塞が情を慰む。尚書左丞傍に在りて詳かに聞けり。故に一篇を寄せて以て情を慰む。

相國一たび唇を開くを聞きしより何ぞ風光の主人有るに似たらんや忠信從來將に力を竭くさんとす文章は獨り仁に當たると道はず誠を含みて報いんと欲するに恩を承くること久し詠を發して堪える無く涙落つること頻りなり若し皇城を出でて此事を思はば定めて啼かん南海浪花の春

【注釈】

◇外吏：地方官のこと。「漢書」「翟方進傳」に「外吏白都尉方至、立語言自若」とあるのが、その用例だがここでは外任の地

方官。国司、受領など。「後撰和歌集」雜一・一〇八〇詞書に「外吏にしばしばまかりありきて、殿上おりて侍ける時」とある。

◇内宴裝束之間：一八三番詩参照。前出の「小野宮年中行事」に「所司裝束仁壽殿」とあつたように、その場所は仁壽殿であつた。

◇公宴：「故實拾要」卷六に「是於禁裏和歌御會或御酒宴等ノ御遊アル「ヲ云ナリ」とある。

◇殊恩：特別の恩恵。「後漢書」「杜詩傳」に「陛下殊恩、未許放退」とある。

◇依次：順序によつて。順次に。「後漢書」「楊脩傳」に「乃逆爲答記敕守舍兒若有令出依次通之脩又嘗出行籌操有問外事」とある。

◇詩臣：道真の造語であらうか。未だ用例を検出し得ない。ただ道真の使用した例で見て行くと、「菅家文章」巻一、二七番詩「早春侍内宴同賦無物不逢春、應製」五・六句に、「詩臣膽露言行業、女妓粧成舞步虚」とあり、同じく「菅家文章」巻四、三二四番詩「三月三日、侍於雅院、賜侍臣曲水之飯、應製」七・八句には「四時不廢歌王澤、長斷詩臣作外臣」とある例が見出される。

◇相國：太政大臣の唐名。「職源抄」上に「太政大臣、唐名大師、相國、大尉」とある。ここでは藤原基経、この年「関白太政大臣従一位五十一」と「公卿補任」に見える。

◇佇立：たたずむ。「詩経」「邶風、燕燕」に「瞻望弗及、佇立以泣」とある。

◇須臾：しばらくの間。用例として、「白氏文集」卷九「古調詩 北園」に「心知須臾落、一日三四來」を挙げておく。

◇明朝風景屬何人：「白氏文集」卷十四「答元奉禮同宿見贈」の一句。全文を引用すると「相逢俱歎不閑身、直日常多齎日頻、曉鼓一聲分散去、明朝風景屬何人」。絶句の結句に当たり、この詩全体の主題を担うが、引用された白詩自体は宮仕えの多忙を述べたものである。典型的な断章取義と言えよう。この「風景」の語義は第一に現代語と同義の景色、眺め。「晉書」「羊祜傳」の「嵇樂山水每風景必造峴山、置酒言詠終日不倦」の用例がある。第二義は人の様子。これも「晉書」「劉毅傳」に「能令義士宗其風景、州閭歸其清流」とある。ここでは、どちらでも解釈できるが、人の無情を歎いた詩であるので第一義を取ることにする。

◇心神：こころ。精神。思考力を表す語。北周の庾信「代人乞致仕表」に「心神已弊、晷刻增悲」とある。

◇迷亂：迷い乱れること。「莊子」「秋水篇」に「以其至小、求窮其至大之域、是故迷亂而不能自得也」とある。さらに張鷟「遊仙窟」にも「下官寓遊勝境、旅泊閑亭、忽遇神仙、不勝迷亂」とあつた。

◇止：ただ。いくつかの刊本に「止夕」と字を送っていることから、このように読んでみた。釋介石の文久元年（一八六一）刊、「助字隱」巻五に「止（タ）止ハソノ事一ツノ上ニ止リテ他ニ移ラザルノ義ナリ」とする。

◇塞：ふさがる。「新撰字鏡」巻五に「障、障」の訓注に「ヘタツ乎也、フタク、塞也、壅也、防也、咄也／防坊字同之、脩

也、當也、敵也、禁也、鄭也、利也」とある。

◇尚書：日本の弁官の唐名。「職源抄」上に「辨七人、左右大辨二人、唐名、尚書・左右大丞」とある。ここでは藤原佐世。

「江談抄」に「又被命云。藤氏獻策之始、佐世也。昭宣公家司被家起天神被引縁。令座給。時儒者等皆悉不用、昭宣公被嘆息切切被乞請云々。予問云、以何故不請哉云々。被答云、其事有理。紀家良香等云。藤麻幾多天良礼那波。我等流不成立。雖然藤氏無止流可昇進也云々。雖然遂以獻策。問儒良香也。獻策之日昭宣公數荒薦下庭。令申請天道給云々」とあるように昭宣公、藤原基経に重用された。次の詩、一八五番詩にも「尚書左丞」と出る。また他に卷五、三五一番詩「秋日、陪源亞相策、饒安鎮西・藤陸州、各分一字。探得紅」の「藤陸州」もそれ。なお藤原佐世は「日本国見在書目録」の編者でもある。

◇何似：第一義は、疑問詞。どのように。用例としては唐張九齡「勅幽州節度張守珪書」に「卿比疹疾、今復何似、宜善將療」。第二義は、反語的に用いられる。どうして〜であることがあろうか、いやない、の意。用例には唐高夷中「燕臺詩之二」に「何似章華畔、空餘禾黍生」が見出される。

◇風光：景色、眺め、眺望。用例に「白氏文集」卷二三「春老」の「欲隨年少強遊春、自覺風光不屬身」がある。この句の二字めの「似」は仄声、故に平声の「光」にしたものと思われる。「景」では仄声であり、二四不同の原則に合わない。

◇從來：以前からずっと、の意。唐賈島「過京索先生墳」「從來有恨君多哭、今日何人更哭君」がその用例。

◇竭力：伊藤東涯「操觚字訣」巻七に「竭ハ盡也、又敗也、ク

ツレツキテシマフコト也」とあるところから力をつくして、と読んでみた。

◇文章：「文選」巻五二にも収める魏文帝の「典論」の「蓋文章經國大業、不朽之盛事」が想起されよう。因みにこれは前代の勅撰三集の時代にも、その第三集「經國集」の題名の出典ともなったもの。

◇道：荻生徂徠「譯文奎蹄」巻五に「道、言ノ字ト同ナリ」とある。

◇承恩：君主の寵恩を受けること。用例に杜甫「丹青引」の「開元之中常引見、承恩數上南薰殿」が挙げられる。

◇皇城：みやこ。ここでは京都。「白氏文集」巻六五「集賢池、答侍中間」に「主人晚入皇城宿、問客徘徊何所須」とある。

◇啼：荻生徂徠「譯文奎蹄後編」巻二に「聲ヲタテ、涙ヲ流サズナクナリ」とある。嗚咽にあたるもの。「白氏文集」巻五六「結之」に「歎愛今何在、悲啼亦是空」は一例。

◇浪花：波を花に見立てた表現。梁元帝「鴛鴦賦」に「朝浮兮浪花、夜集兮江沙」とあるのがその例。またこの技法は道真自身によって和歌に転用される。詞書も引用しておく。「古今和歌集」巻五「秋歌下」二七二番歌「おなじ御時せられける菊合に、洲浜をつくりて、菊の花植ゑたりけるに、くはへたりける歌吹上の浜の形に菊植ゑたりけるによめる 菅原朝臣 秋風の吹きあげにたてる白菊は花かあらぬか波の寄するか」とある。

【口語訳】

184私が外吏となっても、幸いに内宴装束の間に侍することができた。公けの宴に預かることを得たものは、古い例がある

